

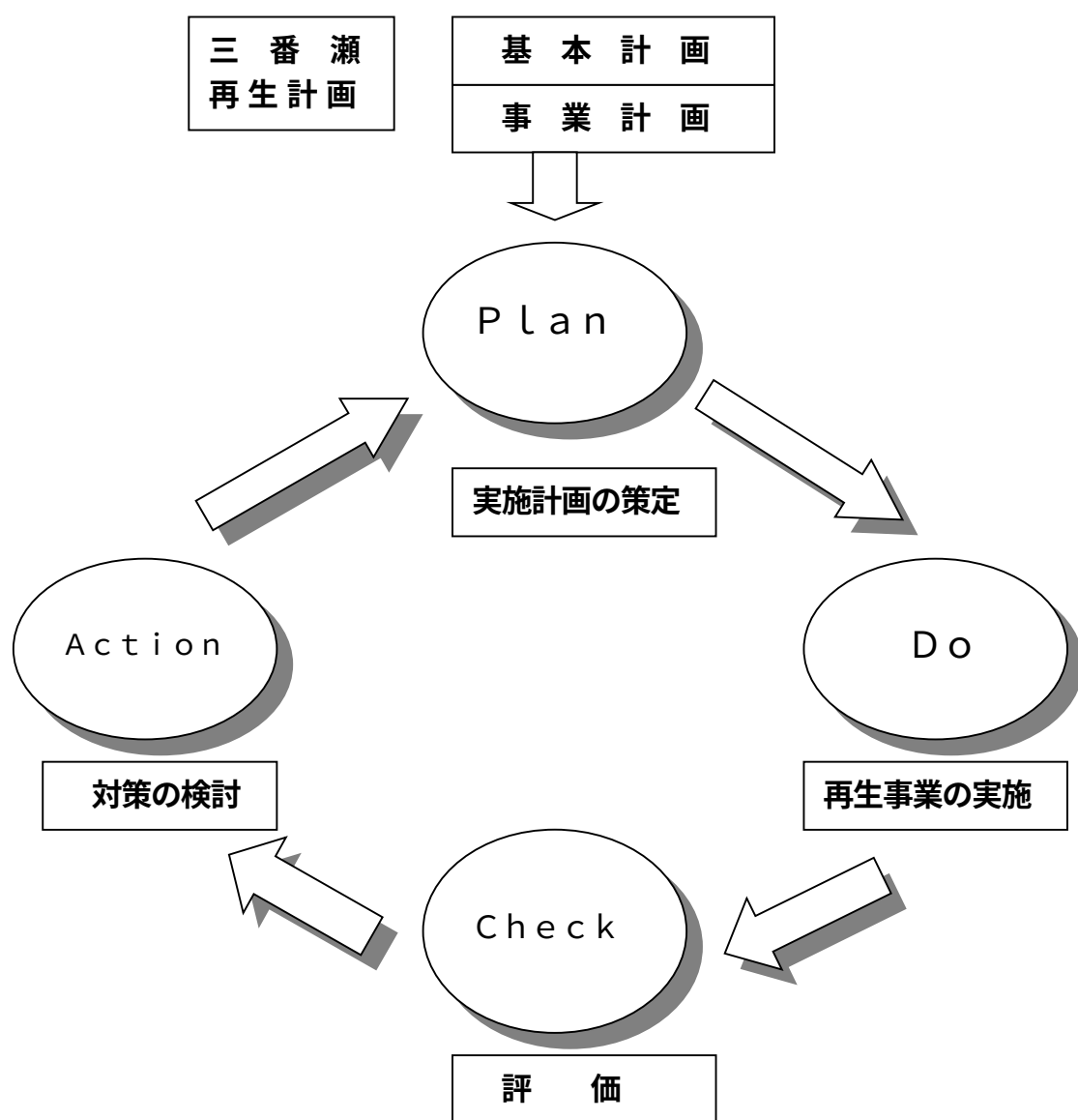
### 第3章 三番瀬の再生の推進方法

三番瀬の再生を効果的に推進するため、次の事業の進め方、推進体制に則り、取り組んでいきます。

#### 第1節 事業の進め方

事業計画は、本基本計画に基づき円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえて策定するものとします。

事業の実施については、順応的管理によることとし、具体的には、1 実施に係る計画の策定（Plan）、2 実施（Do）、3 評価（Check）、4 対策の検討（Action）という「PDCA」のマネジメントサイクルに則り、進めていきます。



## 第2節 推進体制

三番瀬の再生については、これまでに経験のない取組や長期間にわたる取組を進める必要があるため、財政状況を勘案しつつ、一層の創意工夫や効果的な推進体制の構築が必要となります。

県では、これまで以上に国や、市川市、船橋市、習志野市、浦安市（以下「4市」という。）との連携を深めるとともに、徹底した情報公開と住民参加のもとに、県民、地域住民、漁業関係者、NPO等からなる三番瀬再生会議や個別の検討委員会を設置し、関係者が、~~目標を共有し、~~互いの立場の違いを理解しつつ、再生の目標を共有し、協力し合いながら三番瀬の再生に取り組みます。めるよう努めます。

また、三番瀬は約1,800ヘクタールという広い面積を有し、その海域は4市に面しており、その再生には、広範囲の地域における息の長い取組が必要です。このような中で、三番瀬に関心や理解を有するより多くの県民や地域住民が参加できるような三番瀬の再生に向けた「県民運動」の立ち上がりが望まれます。そのため、県としても、そのような運動の立ち上がり、育成への支援を行っていきます。

さらに、千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。